

見て分かる 生徒指導ハンドブック

子どもたちの 安全・安心を 守るための ハンドブック

総論編

P 1,2	総論 1	学校危機管理の心構え
P 3,4	総論 2	危機発生時の対応
P 5,6	総論 3	役割の確認
P 7,8	総論 4	事後のケア
P 9,10	総論 5	保障制度

各論編

P11,12	各論 1	児童虐待について
P13,14	各論 2	児童虐待の対応について
P15,16	各論 3	自死念慮について
P17,18	各論 4	自傷行為への対応
P19,20	各論 5	アレルギー対応
P21,22	各論 6	不審者遭遇
P23,24	各論 7	緊急を要するケガ
P25,26	各論 8	SNSトラブルの対応
P27,28	各論 9	SNSトラブル
P29,30	各論 10	指導困難学級の対応
P31,32	各論 11	指導困難学級

学校危機管理の心構え

Point1

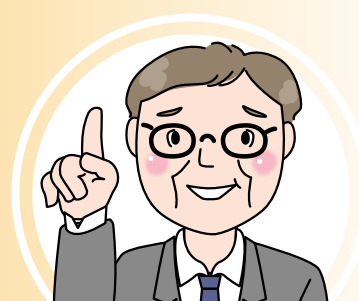
危機管理の目的を理解しましょう

Point2

それぞれの段階に合わせて対応しましょう

Point3

法的責任について知っておきましょう



Point1

「学校危機管理」の目的

● 児童生徒の生命・安全・安心を守ること

学校は、児童生徒にとって安全・安心な場所でなければなりません。教職員には、日頃から学校事故の未然防止や、万一事故が発生した場合でも適切に対応することが求められています。学校危機管理において、一番重要なことは、**児童生徒の生命・安全・安心を守ること**です。

しかし、学校現場では、様々な事故が発生しているのが現実です。また、残念ながら、事故に対する学校の対応をめぐってトラブルに発展するケースも見られます。

学校事故を防止するとともに、事故発生時に適切な対応を行うためには、全ての教職員が学校危機管理に関する知識を基に、確実に実践していくことが重要になります。

Point2

三段階の危機管理

1 事前「未然防止」

- 安全な環境を整備し、事件・事故の発生を未然に防ぎます
 - 危険を予測した指導・訓練・安全点検
 - 児童生徒・保護者・地域からの情報収集や実態把握、記録の蓄積
 - 緊急時の連絡体制の確認

総論 3 (P.5 ~ P.6) 参照

2 発生時「対応」

- 適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えます
 - 生命や身体の安全を第一に考えた対応
 - 正確な情報の収集と共有による組織的な対応
 - 保護者への速やかな連絡と丁寧な対応

総論 2 (P.3 ~ P.4) 参照

3 事後「再発防止」

- 再発の防止を図ります
 - 対応の記録蓄積と再発防止のため学校体制の見直し
 - 児童生徒、保護者への心のケアと事後の定期的な状況確認

総論 4・5 (P.7 ~ P.10) 参照

Point3

法的な責任

(1) 安全配慮義務

学校には、児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるように配慮する義務があります。事故が発生しないよう、細心の注意を払い、安全を確保した上で教育活動を行うことが求められます。

○事故防止のための注意事項（例）

- ・学習指導要領に沿った指導内容であるかを確認しましょう。
- ・安全面を十分に考慮した、無理のない指導計画を立てましょう。特に体育的な活動では、健康観察、準備運動及び整理運動をしっかりと行いましょう。
- ・児童生徒から情報を得たり、定期的に教師が巡回したり、教室や校庭での児童生徒の様子を観察したりして休み時間の過ごし方についての実態を把握し、必要に応じて個別に指導しましょう。
- ・校内の施設・設備の安全点検を定期的に行うとともに、事故の発生が予想されるような状況を発見したときは、早目に改善を図りましょう。 など

【昭和 60 年 浦和地裁判例】

「校長ないし教諭が、学校教育の場において児童の生命、身体等の安全について万全を期すべき条理上の義務を負うことは、学校教育法その他教育法令に照らして明らかである。」「学級担任教諭としては、児童の生命、身体等の保護のために、単に一般的、抽象的な注意や指導をするだけでは足りない。」

(2) 監督責任

民法により、公立学校の教職員には、児童生徒を親権者等の法廷監督義務者に代わって監督（監護）する義務があります。

【民法 714 条】

- 1 前 2 条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときはこの限りではない。
- 2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

(3) 学校管理下【独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 第 5 条第 2 項】

- 1 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 2 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- 3 第 2 号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 4 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
- 5 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

《学校管理下とは》

- 登校中 ○始業前 ○授業中 ○休憩時間中 ○帰宅前の放課後 ○下校中 ○部活動中
- 校外学習中（修学旅行・野外活動などの宿泊を伴う活動も含む） など

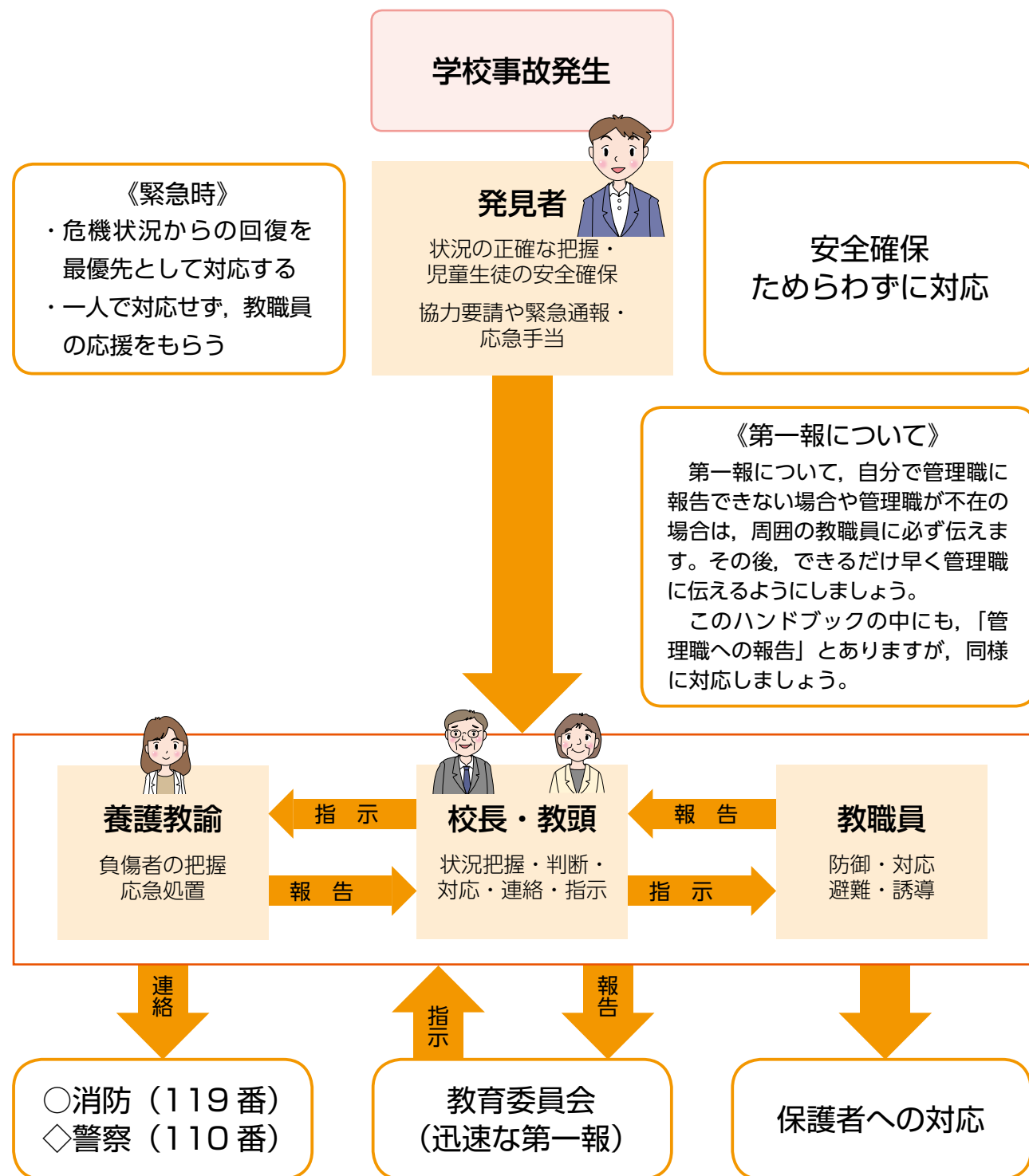
学校管理下内はもちろんのこと、管理下外で発生した事案についても、児童生徒の健全な育成のために対応していくことが必要な場合があります。

- Point1 管理職への第一報を忘れないようにしましょう
- Point2 相手の立場に立って、丁寧に対応しましょう
- Point3 正確な情報を記録しましょう



Point1

危機発生時の基本的な対応例



Point2

児童生徒と保護者への対応

- 児童生徒への対応【子供の命と安全が第一】
 - 児童生徒の安全を確保し、動揺や不安を与えないようにします。
 - 教職員間で役割を分担して対応します。 ※総論3（P.5～P.6）を参照
- 保護者への対応【相手の立場に立って対応します】
 - ※保護者への連絡は、必ず担任が行うとは限りません。状況を踏まえ、学校で十分に検討しましょう。
 - 事実のみを正確に、分かりやすく伝えます。
 - 保護者の話を十分に聴きます。
 - 具体的な対応方針と、対応のスケジュールを分かりやすく伝えます。
 - 翌日以降の連絡も計画的に行います。
 - 対応したことは、すべて管理職に報告し、記録として残します。
 - 分からないことや即答できないことはその場で答えず、確認をしてから正確に伝えます。

Point3

記録について

- 学校が事案を整理し、児童生徒や保護者に正確な情報を伝えるため、時系列に沿って、丁寧に作成しましょう。(5W1H)
 - い つ（時系列で記録する）
 - 誰 が（加害者、被害者、周囲の児童生徒）
 - な ぜ（理由を分かりやすく）
 - どこで（可能な場合は写真で記録する）
 - 何 を（具体的に書く）
 - どうした（どのような対応をしたのか）
- ※時間が経過すると児童生徒の記憶が曖昧になります。早い段階で聴き取り、記録を整理しましょう。
- ※聴き取りも複数で対応しましょう。（一人は聴く、一人は記録するなどの分担をする。）
- ※児童生徒が発言した言葉で記録しましょう。
- ※聴き取りした内容を正確にまとめましょう。教職員の憶測は書きません。

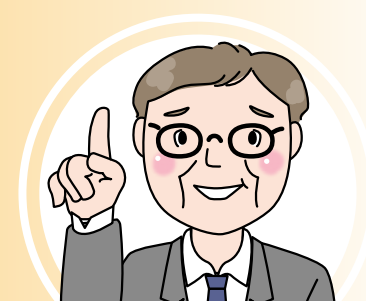
事前に確認しておくこと

- (1) 救急車要請 ※首から上のけがは救急車の要請が基本です

【119番通報】「救急車の要請です。〇〇学校の〇〇です。児童生徒が〇〇の授業中、〇〇でけがをしました。住所は、仙台市〇〇で、電話番号は〇〇〇〇〇〇です。」

- 状況を説明できる職員が必ず同乗します。保護者が同乗するとき、教職員は救急車とは別に、搬送先の病院へ向かいます。
 - 学校には定期的に連絡します。診察の結果が出るまでは病院で待ちましょう。
- (2) 事故発生時の役割分担 ※臨機応変な対応も
- 事前に役割を決めて、シミュレーションしておくことはとても重要です。しかし、実際の場面では、必ずその場に全員が集まれるとは限りません。その場にいない教職員の役割も、臨機応変に対応できるように、校内で作成されたマニュアルで自分以外の動きも確認しておきましょう。

- Point1 万が一に備えて、学校の体制を確認しましょう
- Point2 情報の共有を図りましょう
- Point3 ケース会議の進め方を確認しましょう



Point1

学校の体制

1 組織体制と教員の役割分担

- 一人一人の役割をしっかりと把握し、組織として素早く対応することが重要です。
- 事案が発生したときに備えて、教職員の主な役割分担を明確にしておきましょう。
- 各校で作成されているマニュアルを、事前にしっかり確認しておきましょう。
- 事案が発生したとき ◇ 日頃の準備

管理職

- 危機発生時の的確な指示
- ◇ 情報の整理
- 外部機関への連絡
- 保護者対応
- ◇ 危機管理マニュアルの作成と管理



学年主任・担任・学年スタッフ

- 当該児童生徒への指導
- 学年の児童生徒への指導と安全確保
- ◇ 保護者への連絡
- 心のケア
- 対応の記録



生徒指導担当

- 対応プランの提示
- 担当の割り振り
- 現場での対応
- ◇ 保護者との連携
- 心のケア



いじめ対策担当教諭

- 迅速な対応のためのプラン提示
- 聴き取りや指導の補助
- ◇ いじめを生まない環境づくり
- ◇ 組織的な取組の体制づくり



不登校支援コーディネーター

- 保護者対応
- ◇ 不登校児童生徒の把握と対応
- ◇ 校内指導体制の整備
- ◇ 教育相談の調整



教務主任

- 管理職の補佐
- 情報整理
- 対応の記録



養護教諭

- 救急処置
- 心のケア
- 医療機関との連携
- ◇ 教職員との情報共有



スクールカウンセラー

- 心のケア
- 関係機関との連携
- ◇ 教職員との情報共有
- ◇ SC による授業



Point2

情報の共有と組織対応

- 学校の体制を生かし、組織で対応するためには、教職員間で情報を正確に共有することが大切です。（「いつ、どこで、誰が、なぜ、何を、どうした」＝5W1H）
- 情報の中に憶測が入ってしまうと、その後の対応が混乱することもあります。情報はあくまでも「事実」でなければなりません。
- 例）児童 A に話を聴いたら「そのときは○○○だったかもしれません」と言った。

児童 A が「そのときは○○○だったかもしれません」と言ったこと自体が事実。

- 「事実」を「情報」として、管理職や他の教職員に正確に伝え、共有しましょう

Point3

ケース会議について

- ◎ 出席者が情報を共有し、具体的な対応を考えるための会議です。コーディネート役を決めておき、会議の冒頭で出席者が互いに目的を確認した上で進めましょう。関係機関を交えて会議を進めるときは、会議の目的や事案の内容について事前に説明しておく必要があります。また、今後の対応の具体的な方向性を学校が整理し、会議に提案できるようにしておきましょう。

【ケース会議の開催について】

例）不登校児童生徒に関するケース会議を開く場合

(1) ケース会議に出席する教職員の決定

事案内容や背景、児童生徒の特性に合わせて人選します

主担当者（コーディネート役）⇒ 不登校支援コーディネーター
・管理職（校長、教頭、主幹） ・担任 ・生徒指導担当 ・教務主任
・学年主任 ・養護教諭 ・SC など

(2) 関係機関へ出席の依頼

教頭より関係機関へ出席を依頼します。

(3) 会議の流れの確認

- ① 校長挨拶
- ② ケース会議の目的の説明（担当より）
・このケース会議がどんな目的で開催されるのかを共有します。
- ③ 学校から情報提供
・「特性や問題行動の背景」「担任との関係性、担任としての悩み」「家庭環境、保護者の様子や思い」などを事前に学校で整理し、提供できるようにしておきます。
- ④ 関係機関から情報提供
・関係機関が持っている情報を提供していただき、全体で共有します。
- ⑤ 学校からの提案
・学校として、今後の対応方針を提案します。
- ⑥ 関係機関からの提案
・学校の対応方針を受け、関係機関でできることを提案してもらいます。
- ⑦ 指導方針の決定
・指導や支援の方法を決めます。
・「誰が・誰に対して・何を・いつまでやるのか」を明確にします。

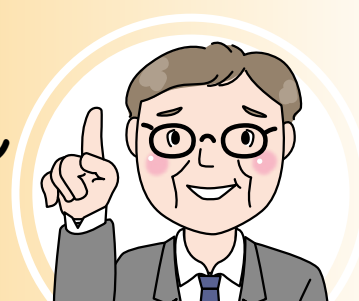
(4) 振り返り

- ・ケース会議で話し合われたことが有効だったかを定期的に振り返り、その後の対応に生かしていきます。

(5) そのほか

- ・ケース会議は学校主体で進めます。
- ・ケース会議で話し合われたことは、全教職員で共有します。





Point1

事後のケアを適切に行うために

●教職員全員で、以下のことを心掛けましょう。

- 児童生徒の心身の状況を把握し、情報を共有する
※いじめアンケートや Q-U 調査の結果などもしっかり確認しましょう
- 児童生徒の心身の発達や発達段階の特徴について理解する
- 事故や災害が児童生徒の心に与える影響やケアの方法を学ぶ
- 組織で見立てる
※先入観によって、見立てを誤ってしまうケースがあります。そうならないために、学校組織として見立てていくことが必要です。自分のクラス以外の児童生徒についても、積極的に話題にできる雰囲気づくりに努めましょう

◎スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応することが大切です。

H29.3発行「予防的な指導の実践を通して 子供の不安・変化を見逃さないための生徒指導ハンドブック」のP21～P30を参照してください。

Point2

スクールカウンセラー（SC）や
スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用

（1）スクールカウンセラー（SC）

心の専門家として、児童生徒や保護者に対するカウンセリングや教職員への助言などを行います。直接話をするだけでなく、気になる児童生徒や学級の様子を見てもらい、見立ててもらったり、職員会議やケース会議に参加したりして、専門的なアドバイスをもらうこともできます。



（2）スクールソーシャルワーカー（SSW）

福祉の専門家（社会福祉士、精神保健福祉士）として、児童生徒や家庭が抱える諸問題に対して、児童生徒とそれらを取り巻く環境に焦点を当て、その環境改善に向けた支援を行い、児童生徒が健全に学校生活を送ることができるよう支援していきます。具体的には、保護者となかなか連絡を取ることができなかつたり、保護者が精神疾患を抱えていたりする家庭と関わり、サポートしていきます。



（3）連携について

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、学校のサポート役です。児童生徒とつながったから、学校の役割は終わりではありません。任せきりにならないように十分に注意しましょう。
- ・情報を共有することがとても重要です。定期的に情報交換を行いましょう。
- ・対応の方針は学校が作成するものです。作成したものをスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに確認してもらい、アドバイスをもらいましょう。

Point3

再発防止に向けて

- 「再発防止」とは、未然防止のための具体的な方法を検討し、実施することです。事案発生の原因とそのときの対応を十分に検証し、「再発防止策」＝「未然防止策」をまとめ、全教職員の共通理解の下に実施しましょう。

〈学校の対応の検証〉

万が一事故が起こってしまった場合、なぜ事故が起こったのかを真摯に振り返り、不備のあった部分に関しては、速やかに必要な対策を講じていく必要があります。

- ・報告、連絡はきちんとなされていたか
- ・初動体制は迅速に立ち上がったか
- ・役割分担が明確だったか
- ・役割分担どおり、スムーズに対応することができたか
- ・サポート体制は機能していたか
- ・他の児童生徒の動揺や不安を抑えるように対応することができたか
- ・保護者対応に問題はなかったか
- ・再発防止策はあるか
- ・対応マニュアルで見直しが必要な部分はないか

スクールカウンセラーの緊急支援について

重大な事件・事故、非常災害が発生した場合、教育委員会が学校と連携し、緊急支援カウンセラーや学校配置のスクールカウンセラーの派遣を行います。スクールカウンセラーの専門的な視点から児童生徒の心の状態を見極め、学校とスクールカウンセラーが役割を分担しながら「心のケア」を実施します。

◎派遣までの流れ

- （1）当該校長が教育委員会（教育相談課）に事故一報、二報を行う。
- （2）被害の状況に応じて、教育委員会が緊急支援の必要性を判断する。
- （3）緊急支援カウンセラー、当該校配置のスクールカウンセラーを派遣し、緊急支援を実施する。

SC・SSW との連携で改善が見られた事例

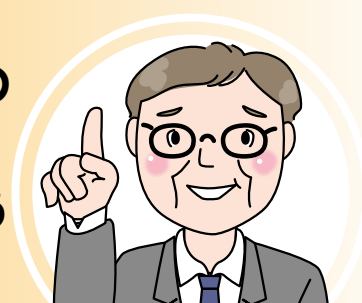
●不登校児童の対応（SC との連携）

- ・小学校入学から登校しぶりが見られ、3年生からは全く登校しない状態。
- ・学校の勧めで母が SC とつながる。その後、本児も「母と一緒に」と週1回来校し、SC と話をするようになる。
- ・SC からの助言で、本児が来校した際には、ゲームなどで遊びながら、徐々に関わる先生を増やしていった。
⇒週2回来校して面談することができた。その際、母親と離れ、別な場所で活動することができた。

●保護者の養育能力不足（SSW との連携）

- ・本児は知的な遅れが見られ、全く登校しない状態。母親も不安定な状態。家庭訪問しても、本児や保護者にはほとんど会うことができなかった。
- ・SSW も最初は会うことができなかったが、電話などでの連絡を通して徐々に母親との信頼関係を構築し、会うことができるようになった。
⇒母親を医療機関、本児を発達支援センターと連携して対応できるようになった。

- Point1
独立行政法人日本スポーツ振興センターの利用について確認しましょう
- Point2
仙台市 PTA 協議会の利用について確認しましょう



Point1

学校管理下の事故の場合

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用できます

1 加入について

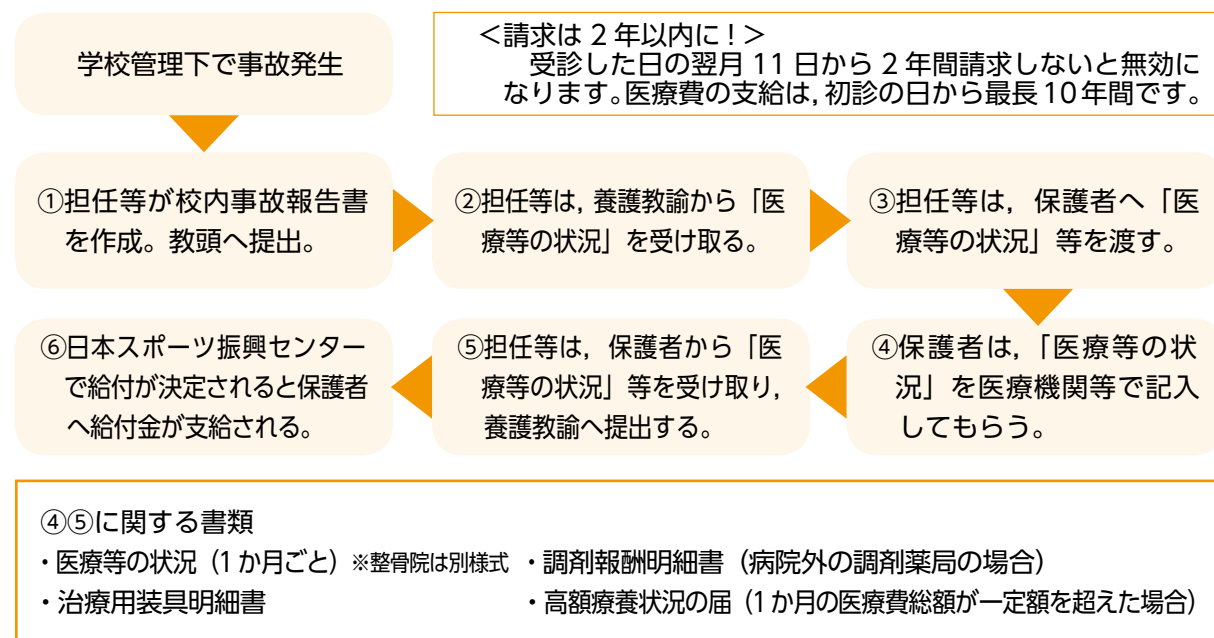
- あくまでも任意での加入になります。
- 毎年 4 月に学校から各家庭に文書が配付されます。



2 給付の対象

学校管理下のけが又は病気（中毒、溺水、熱中症など）で、初診から治癒までの医療費総額が 5,000 円以上（診療報酬請求点数が 500 点以上）の場合

3 事故発生から給付までの流れ



4 主な給付金の種類と額（令和元年 12 月時点）

医療費（窓口での自己負担額 + 療養に要する費用として 1 割分）

そのほかに障害見舞金等の制度があります。詳しくは、日本スポーツ振興センターのホームページを参照してください。

5 給付の対象とならない場合の例

【例】事故で、歯が欠けてしまった

保護者より

「学校から歯の治療費は、すべてセンターから支給されると聞いていた。十分な治療をしたいと思い、自由診療としたのに、なぜ給付金が出ないのか。」

ポイント

制度についての間違った説明や、説明不足にならないように注意します。また、下にあるように給付の対象とならない場合もありますので、注意が必要です。

歯の治療法には、2通りの方法があります。

- ①健康保険による診療
- ②自由診療（健康保険によらないもの）

スポーツ振興センターの給付対象となるのは、学校管理下であっても①だけです。自由診療は対象とならないことを保護者に説明しておくことが大切です。また、障害見舞金は 3 本以上の欠損補綴・歯冠修復などが対象となります（門歯は 2 本以上）。

【そのほか対象とならない場合】

- ・健康保険が使えない治療の場合
- ・風水害や震災等の非常災害による場合
- ・第三者から損害賠償を受けた場合

Point2

学校管理下外の事故の場合

仙台市 PTA 協議会の傷害補償制度を利用できます



●給付の対象例（主に学校管理下に当てはまらない事故が補償の対象となります）

- 家庭内でのけが
- 公園などで遊んでいたときのけが
- PTA 活動に参加していたときのけが
- 帰宅後学校へ戻り、遊んでいたときのけが
- 夏季プール開放事業時のけが

●事故が発生したら

保護者が指定された保険会社へ事故を報告して、指示を受けるのが原則ですが、学校からも仙台市 PTA 協議会の傷害補償制度があることを保護者に連絡するとよいでしょう。

それ以外の事故の場合

「学校施設の欠陥」、「学校施設の管理業務遂行上の過失」、「学校業務遂行上の過失（児童生徒の活動を含む）」、「学校が提供する飲食物の不備」による事故で、第三者が身体を害し、又は、財物の損壊を被った場合は、教育委員会に相談してください。

例）部活動中、生徒が蹴ったボールが校外に飛び出し、隣家の窓ガラスを割った。

児童虐待について

- Point1 児童虐待の種類と児童生徒への影響を確認しましょう
- Point2 早期発見・早期対応に努めましょう
- Point3 初期対応のポイントを確認しましょう
- Point4 一時保護時の対応について確認しましょう



Point1

児童虐待の種類と児童生徒への影響

1 身体的虐待

- 児童生徒の身体に外傷が生じたり、生じる恐れのある暴行を加えたりすること。

2 性的虐待

- 児童生徒にわいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること、わいせつな行為を見せること。

3 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

- 児童生徒の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置すること。
- 保護者以外の者による虐待と同様の行為の放置すること。
- その他の保護者としての監護を著しく怠けること。

4 心理的虐待

- 児童生徒に対する著しい暴言や拒絶的な対応。
- 児童生徒の目の前で家族に対して暴力を振るう。
- その他児童生徒に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



児童生徒への影響



- 直接的な身体的外傷、後遺症
- 虐待を受けた体験から派生する様々な情緒的、精神的な問題
- 安定した愛着関係を経験できないことによる対人関係の問題（暴力、ひきこもりなど）
- 発育障害や発達遅滞に類似した症状を呈する場合がある
- 自尊心の低下

虐待が長期に及んだ場合、これらの深刻な影響は成人後まで残り、虐待を受けて育った保護者が、自分の子どもに虐待を繰り返すことも起きています。

Point2

児童虐待の疑いを持った場合はたとえ確信がなくても児童相談所に通告又は情報提供します

● 虐待の早期発見に努める義務

- 職務上虐待を発見しやすい立場の者（教職員はこれに該当する）は、虐待の早期発見に努める義務があります。

● 虐待の通告義務

- 何人も虐待が疑われるときは、迷わず児童相談所に通告する義務があります。

児童相談所連絡先 ☎ 219-5111 【時間外は「189（いちはやく）」】

● 通告義務は守秘義務に優先

- 通告によって通告者が守秘義務違反に問われることはありません。（児童虐待の防止等に関する法律 第5条 第6条）

「通告」と「情報提供」の違い

- 通 告 ⇒ 児童相談所が 48 時間以内に児童生徒の安全確認を行う。
- 情報提供 ⇒ 学校は心配な児童生徒の様子を伝え、児童相談所は何かあればすぐに対応できるようにする。

Point3

初期対応

● まずはしっかり話を聴く 内容については各論2 P.13～P.14を参照。

- 聴き取りの結果から、事実を整理し、緊急度・深刻度を判断しましょう。
- 兄弟がいる場合には、そちらからも聴き取りを行います。

● 児童生徒の安全を確保する

- 児童生徒の生命、身体的安全確保が最優先。安全が確認できないまま下校させない。
- 必要があれば、警察にも連絡を入れる。

● 関係機関と連携する

- 早急に関係機関によるケース会議を開き、情報の共有をし、対応の連携体制を構築します。

Point4

「一時保護」時の対応

- 保護の期間は原則として2か月以内ですが、延長されることもあります。
- 児童相談所が児童生徒の安全を確保する必要があると判断した場合、児童生徒は児童相談所の一時保護所などに一時的に保護されます。
- 一時保護になった場合、学校と児童相談所が「本人の状況」「保護者の様子」について情報を共有します。

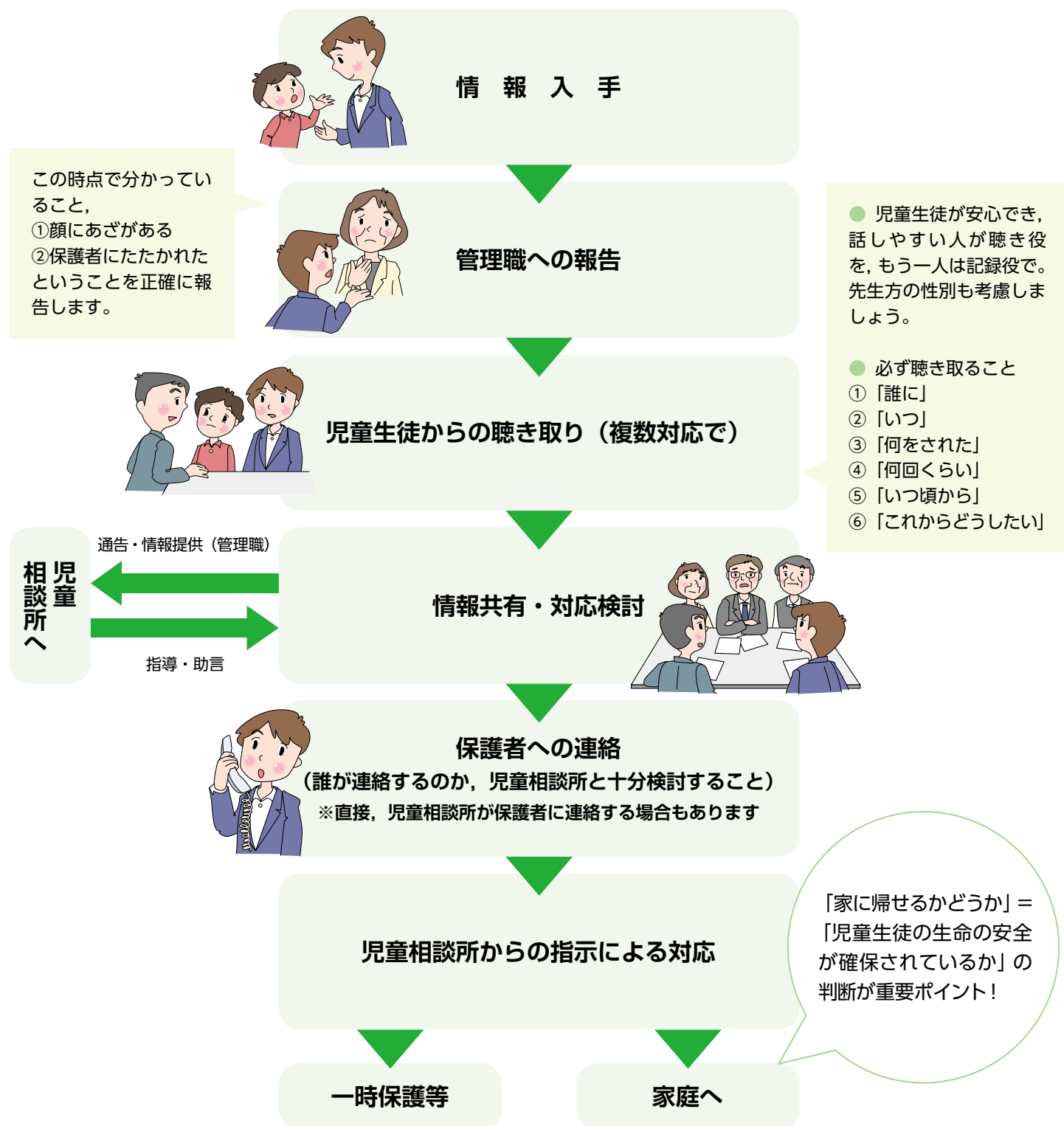
- 原則として児童生徒や保護者の同意を得て行われますが、児童生徒の安全確保のため、職権により保護者の同意が得られない場合でも実施することがあります。
- 一時保護とならず、家庭に戻された場合は、学校が児童生徒の様子をしっかり把握し、児童相談所に伝えることが必要です。一時保護が解除になった後も同様に対応します。

- Point1 サインを見逃さないようにしましょう
- Point2 通告について確認しましょう
- Point3 児童生徒が安心感を得られるように対応しましょう



事例

(身体的虐待) 担任のあなたは、クラスの子どもの顔にあざを見付けました。本人は、保護者から暴力を受けていたとあなたに訴えました。



Point1

早期発見……大切なことは先生方の「気付き」

- 身体面** 身体的な負傷（傷、あざなど）、体重の減少 など
- 態度面** 大人への反抗的な態度、顔をうかがう態度、落ち着かない態度 など
- 行動面** 表情が乏しい、触られることや近付かれることをひどく嫌がる、乱暴な言葉遣い、極端に無口、教室での立ち歩き、家に帰りたがらない、性的に逸脱した言動、集中困難な様子、持続的な疲労感、無気力、金銭絡みの問題行動、過度なスキンシップの要求、暑い日も上着を脱がない、衣服が汚れている、毎日同じ服を着ている など

Point2

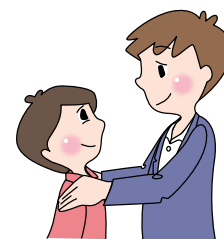
通告と児童相談所との連携

- **できるだけ早く通告する**
 - 明らかな外傷（打撲傷、あざ）、骨折、やけどのあとがある
 - 「保護者にたたかれた」などの訴え
 - 「家に帰りたくない」という訴え など
⇒児童生徒に聴き取りを行い、虐待が疑われる場合には、すぐに児相相談所に通告する。通告するべきか迷う場合は、まずは情報提供として児童相談所に連絡を入れる。
- **情報収集と観察記録**
 - 不自然なけががあったり、気になる行動があったりした場合は、管理職に報告し、注意深く児童生徒の様子を観察しましょう。
 - 児童生徒からさりげなく家庭の様子を確認したり、他の教職員からも情報を集めたりします。また、家庭調査票や兄弟姉妹からの情報など、できるだけたくさんの情報を集めます。
 - 疑いを持ったときから具体的に記録を取り始めます。
⇒虐待に対しての確信が持てない場合は、疑いを持った時点で児童相談所に情報提供をしておきます。その後の様子で、虐待の疑いが高くなった場合は、速やかに通告をします。

Point3

再発防止と経過観察

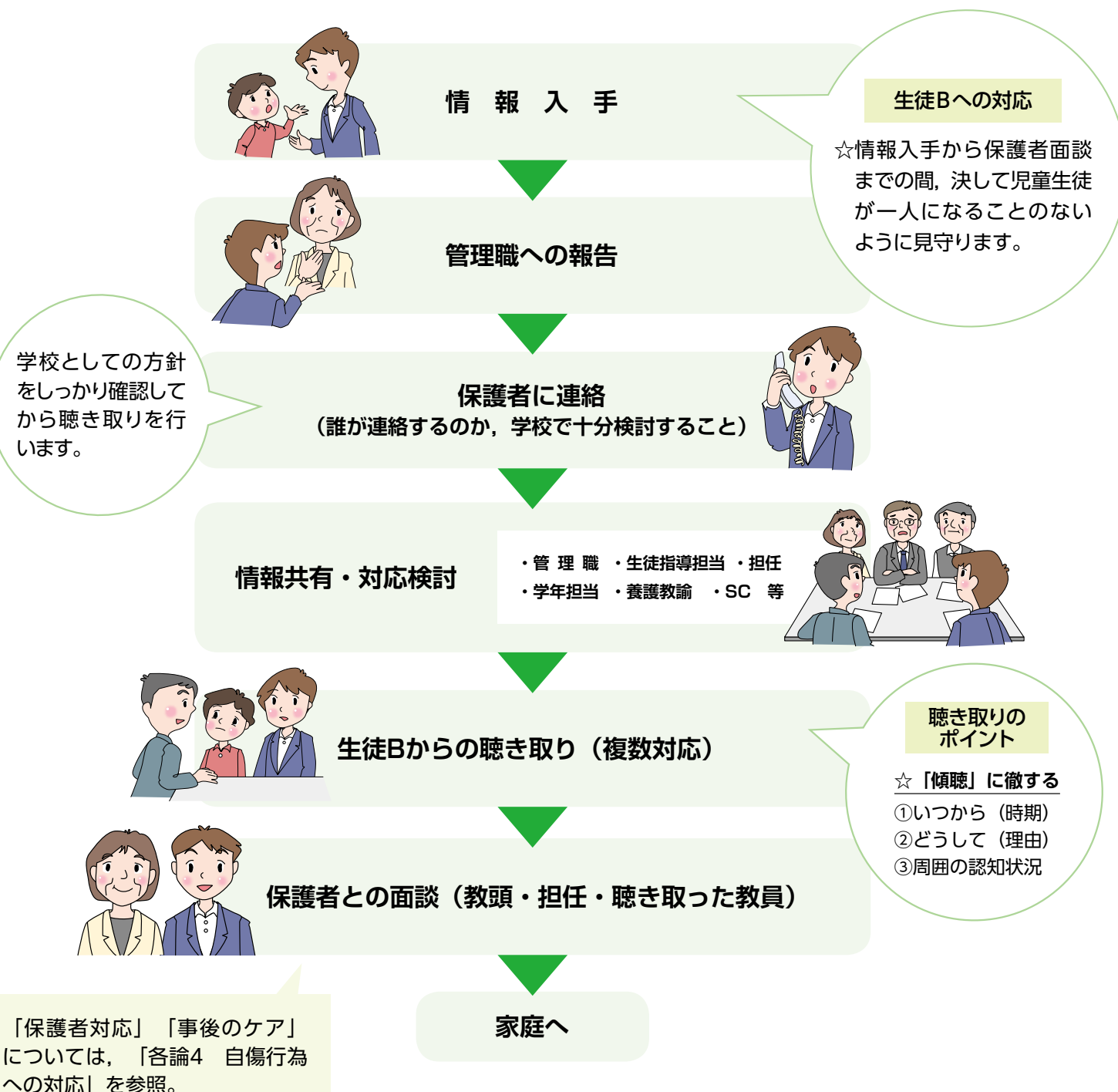
- **児童生徒のケア**
 - 担任やほかの先生方から声を掛けたり注意深く様子を見守ったりして、児童生徒が「安心感」「信頼感」を持てるよう心掛けましょう。
 - 何でも話せるように、児童生徒にとって安心できる環境づくりに努めましょう。
 - 努力したことなどを積極的に認め、具体的な成果を伝えることで、達成感を持たせるようにしましょう。
- **保護者への支援**
 - 家庭訪問や面談を繰り返しながら、保護者の話に傾聴することにより、本当の気持ちや悩んでいることを話しやすい雰囲気をつくります。児童生徒への適切な関わり方を一緒に考えていく姿勢を見せましょう。
 - 支援を惜しまない姿勢を保護者に示し、信頼を得るように努めます。また、必要であれば、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携も考えていきましょう。





事例

生徒Aが担任のあなたに、「SNS で生徒Bから『死にたい』というメッセージが送られてきました。どうしたらいいですか。」と相談しました。



Point1

児童生徒 (当該児童生徒・情報提供者) への対応

● 対応の原則 (TALK の原則)

Tell : 言葉に出して心配していることを伝える

例) 「死にたいくらい辛いことがあるのね。あなたのことが心配だ」

Ask : 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる

例) 「どんなときに死にたいと思うの?」

Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する

児童生徒が死を思うほどの深刻な問題を抱え、そうせざるを得なかった、それしか思い浮かばなかった状況を理解することが必要です。「話した事柄や気持ちを正面から受け止めてくれる人がいる」ということが、自死予防の第一歩になります。児童生徒の気持ちに寄り添い、信頼関係を築いていきましょう。

Keep : 安全を確保する。

児童生徒が一人になる状況をつくらぬように見守ります。保護者に連絡をして、来校を依頼し、面談をします。その後、児童生徒と保護者が一緒に帰宅できるようにします。

※来校を依頼する際には、状況を丁寧に説明し、保護者に理解と協力をお願いします。

● 情報提供者への配慮

● 情報提供者の心情を聴き取り、十分な配慮をします。

● 情報提供者の個人情報、許可なしに当該児童生徒・保護者に伝えてはいけません。

● 児童相談所との連携

● 自死未遂があった場合には、児童相談所にも連絡を入れ、連携して対応しましょう。

● 場合によっては、一時保護等の可能性もあります。児童相談所との十分な情報共有を図りながら対応しましょう。

Point2

自死直前のサイン

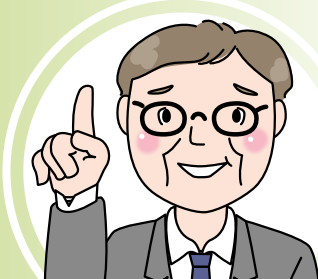
自死を考えている児童生徒は、ふだんの生活の中で、様々なサインを出しているはずです。児童生徒が発するサインを見落とさないように十分に注意しましょう。

(自死直前に見られるサイン)

- ☐ 自死をほのめかす。
- ☐ 自傷行為を繰り返す。
- ☐ これまでできていたことが急にできなくなる。又、興味を失う。
- ☐ 成績が急激に落ちる。
- ☐ 投げやりな態度が見られる。
- ☐ 身体の不調 (不眠、食欲不振、体重減少など) がみられる。
- ☐ 友達との接触が少なくなり、ひきこもりがちになる。
- ☐ 自死サイトを閲覧し、自殺の方法について調べる。
- ☐ 自分が大切にしているものを、他者にあげる。 など

自傷行為への対応

- Point1 責めず、叱らず、打ち明けてくれたことを認め、褒めましょう
- Point2 児童生徒が安心感を得られるような対応、傾聴を依頼しましょう
- Point3 継続した見守りを続けましょう



事例

生徒Aが担任のあなたに「生徒Bがリストカットしているようだ。どうしたらいいですか。」と相談しました。

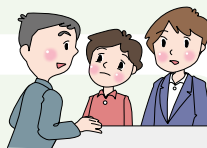
情報入手



管理職への報告



生徒Bからの聴き取り（複数対応）



学校としての方針をしっかりと確認してから聴き取りを行います。

情報共有・対応検討

・管理職 ・生徒指導担当
・学年担当 ・養護教諭（SC）

保護者への連絡

（誰が連絡するのか、学校で十分検討すること）



保護者と面談

（教頭・担任・生徒指導担当）

事後のケア
（生徒B・保護者）

SCとの面談
など

聴き取りのポイント

「よく話してくれたね」と認め、
「それほどつらかったんだね」と共感することが大切です。

☆聴き取りを進める中で、「リストカットする原因」を確認します。

聴き取るべき内容

- ①いつ
- ②どこで
- ③頻度
- ④何で（手段）
- ⑤なぜ（理由）
- ⑥保護者や周囲の児童生徒の認知の有無

～必要に応じて～

- ⑦けがの手当
- ⑧受診の必要性の判断

受診が必要な場合

- ☐ 受診が必要な場合には、すぐに保護者連絡を行い、受診を依頼します。
- ☐ 保護者と連絡がつかない場合でも、緊急性がある場合は、学校で受診させます。
- ☐ 聴き取りなどは、受診後の落ち着いた状態で行います。

Point1

児童生徒（当該児童生徒・情報提供者）への対応



- 自傷行為をしたことがある児童生徒は、したことがない児童生徒に比べ、かなり高い確率で自死していると言われています。「このくらい大丈夫」などと思わず、児童生徒の心に寄り添った対応が必要です。
- 面談の際は
 - 過剰に反応せず、冷静に対応しましょう。
 - 肯定も否定もせず、傾聴しましょう。話題をそらしたり、安易に励ましたりはしません。
 - 「保護者（誰にも）に言わないで」と言われた場合は、決して「分かった」とは言わず、多くの大人たちで支え、見守っていきたいことを伝えましょう。
- 自尊感情を高める働き掛け
 - 児童生徒の努力や成長している点を認め、具体的な行為を挙げ、褒めましょう。
例：「あなたが授業の連絡をきちんとしてくれているおかげで、みんな忘れ物をしないで授業に集中することができているね。ありがとう。」
- 身体のケア
 - 自傷行為をするということは、「自分の身体を傷付けても構わない」と考え、自分の身体を大切にできない状態にあるということです。養護教諭などが、丁寧に身体や傷のケアをすることで、児童生徒に「自分は大切にされている」という気持ちを持たせましょう。

Point2

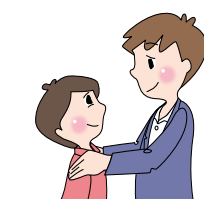
保護者対応

- 保護者への連絡と、面談でのポイント
 - 第一報の保護者連絡では、「自傷行為の事実」「学校との面談依頼」だけを伝えます。
 - 保護者との面談では、聴き取った内容について、時系列で説明します。
 - 生徒Bへの具体的な支援方法を提案します。
- 保護者へ伝えること
 - 責めたり、叱ったりせず、本人が打ち明けてくれたことを認め、可能な限り、児童生徒を一人にせず、寄り添い、様子に気を配るように伝えます。
 - 欠席や通院などで登校しない場合、一人になっていないかを確認します。
- 支援体制について
 - 学校の支援体制について具体的に説明をします（面談、別室対応など）。
 - 必要があれば、SCや外部機関（医療機関）との連携について具体的に説明します。
 - 家庭だけに任せず、保護者にも寄り添いながら、一緒に考える姿勢で対応しましょう。

Point3

事後のケア

- 翌日欠席した場合は、家庭訪問で生徒の様子を確認します。
- 児童生徒の様子を把握しながら、個別面談を行います。
- 定期的な家庭連絡（頑張りを認め、褒める）をします。
- SCへの相談や、思春期外来などの医療機関との連携を視野に入れて対応しましょう。
- 欠席や通院などで登校しない場合、一人になっていないかを確認しましょう。



- Point1 児童生徒の実態把握をし、発生時に備えましょう
- Point2 役割分担をして迅速に行動しましょう
- Point3 問題点を検証し、対応システムを確立しましょう



事例

アレルギー対応が必要な生徒が、給食を食べた後、5時間目の体育の授業でサッカーをしていた。すると、突然咳込み、呼吸が苦しそうになり倒れた。顔面や首にはじんましんが出ていた。

安全確保・本人を無理に動かさない

発見者は、本人から目を離さず協力要請

- 職員室・保健室の教職員に状況を伝える。
- エピペン・内服薬（持参している場合）・AEDを持ってくるよう依頼します。

緊急性の判断・救急処置

緊急性が高いアレルギー症状があるか？
（5分以内に判断する）

◎必要がある場合はエピペンを使用

「気持ちが悪い」
「のどが変」
「息が苦しい」
「かゆい」
「お腹が痛い」

情報入手者は
①いつ
②誰が
③どこで
④何が起きたのかを
報告する。

管理職 への報告



救急車の要請 ※詳しくは総論2 P.4「事前に確認しておくことよいこと」を参照

保護者への連絡

（誰が連絡するのか、
学校で十分検討すること）

安静にして 救急車を待つ

救急隊へ引き継ぐ

事後対応

職員打ち合わせ、
受診後の状況を確認する

《アレルギーとは？》

特定の物質を食べたり、飲んだり、触れたりすることで、過剰に免疫がはたらき、じんましんや咳、息切れなどの様々な症状を生じる状態です。アナフィラキシーと呼ばれる重篤な状態が引き起こされることもあり、注意が必要です。

- 使用したエピペンを救急隊に渡し、使用時刻を伝える。
- 児童生徒の状況や学校対応が分かる教職員が、救急車に同乗する。タクシー券、保健調査票・家庭調査票・給食献立表・学校生活管理指導表のコピーなどを持参する。

※「エピペン」は「アドレナリン注射液自己注射キット製剤」の商品名です。

Point1

未然防止

- 誤配・誤食の防止……配膳方法の共通理解、調理実習や宿泊行事等での配慮
（※仙台市教育委員会「食物アレルギー対応の手引 2014」参照）。
- 年度初めなどに職員研修を実施……誰が発見者になっても速やかに対応ができるように
 - アレルギーを持つ児童生徒の実態把握、配慮事項や緊急時の対応について全教職員で共有しましょう。
 - 全教職員で、エピペンや内服薬を学校へ持参している児童生徒の保管場所を確認しましょう。（エピペンは、誰でも使用できるようにトレーナー〔練習用〕を使っての実技研修を行う。）
 - 仙台市教育委員会作成「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」は職員室等の目に付く場所に掲示し、緊急時は持ち出せるようにしておきましょう。

Point2

複数で迅速かつ適切な対応

- 学校の対応 ⇒ 最悪の事態を想定して対応します
 - 初期対応が大切です。
 - 発生状況を正確に把握し、複数の教員で情報を共有するとともに、役割分担をして組織的に対応します。「周囲の児童生徒の管理」「救急車の誘導」なども大切な役割です。
 - 応援に行く教職員は、携帯電話を持って現場へ向かいます。
 - 現場に駆け付けた教職員は、症状や対応を時系列で正確に記録しましょう。
- 緊急性が高いアレルギー症状



- | | | |
|----------|----------------------|-------------|
| 〈全身の症状〉 | ・ぐったり・意識もうろう | ・尿や便を漏らす |
| | ・脈が触れにくい又は不規則 | ・唇や爪が青白い |
| 〈呼吸器の症状〉 | ・のどや胸が締め付けられる | ・声がかすれる |
| | ・息がしにくい | ・持続する強い咳き込み |
| 〈消化器の症状〉 | ・持続する強い（我慢できない）お腹の痛み | ・犬が吠えるような咳 |
| | | ・ゼーゼーする呼吸 |
| | | ・繰り返し吐き続ける |

Point3

再発防止に向けて

- 学校として
 - 十分な健康観察の徹底を図ります。アレルギー反応の早期発見・早期対応に努めます。
 - 対応について振り返り、再発防止に向けて教職員で協議・検討し、決定事項を全教職員で共有します。
- 保護者・関係機関との連携
 - 保護者への説明は丁寧に行い、管理職も含めた保護者面談を実施しましょう。今後の対応について主治医の診断や指示を基に話し合い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる体制整備を図ります。
- 本人に対して
 - 具合が悪くなったら、すぐに教職員に伝えられるように指導します。

各論 6 不審者遭遇

- Point1** 被害児童生徒の心のケアや、ほかの児童生徒たちへの対応について、全教職員で情報を共有して対応しましょう
- Point2** 被害児童生徒や保護者が安心感を得られる対応を実行しましょう
- Point3** 児童生徒の危機回避能力を高めましょう



事例

下校中、児童が路上で不審者に写真を撮られ、声をかけられました。児童はその後帰宅し、保護者から担任に連絡が入りました。

必要に応じて、複数の教職員で現場に急行し、確認する。



学校が不審者情報・事件の第一報を入手

情報入手のチェックポイント

※情報入手時刻・経過を記録

- ☐ いつ
- ☐ 誰が
- ☐ どこで
- ☐ 何をされたのか
- ☐ 児童生徒の様子（けがの有無）
- ☐ 110 番、119 番通報の有無の確認（基本は家庭から通報）
- ☐ その時の周囲の状況

情報提供

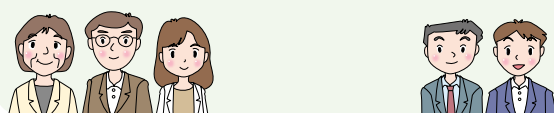
近隣校・園、町内会、PTA、防犯ボランティア、警察 など

管理職への報告



被害児童生徒・保護者への対応検討
クラスや学年、全校児童生徒への対応検討
（管理職＋生徒指導担当＋養護教諭＋学年主任＋担任）

チームで対応



被害児童や保護者への翌日以降の対応連絡

連絡する内容

翌日以降の対応

- ☐ 学校として
 - ・見回り体制
 - ・下校時刻
 - ・下校（通常・集団）
 - ・対応の期間
 - ・学校メールやお便りなどでの情報提供
 - ・児童への心のケア
- ☐ 学校や家庭での児童の様子を定期的に確認（担任⇄保護者）

保健室・スクールカウンセラーとの連携

児童の様子に異変がないか細かく観察

家庭での児童の様子を電話等で定期的に確認



Point1

児童生徒への対応

- 心の健康状態の把握→養護教諭と連携しながら、長期的な視点で児童の心のケアを
 - 「児童生徒からの聴き取り」「保護者からの情報」「保健室の来室状況」「アンケート」「日常生活の健康観察」などから児童の様子を日々把握します。（PTSD の予防・対応の観点からも）
 - 児童生徒の様子に変化が見られた場合は、速やかに聴き取りを行い管理職や養護教諭と対応を検討していきます。
- 支援体制の確立
 - 学校を中心として専門家（スクールカウンセラー、精神科医）・地域の関係機関との連携体制の可能性を確認します。
- 全体への指導
 - 学年や学級で今回の事案について指導を行います。その際、万が一の際の行動についても確認します。
 - ☆ 「いかのおすし」＝「行かない・乗らない・大声を出す・すぐ逃げる・知らせる」

Point2

保護者への対応

- 保護者への連絡
 - 児童生徒から聴いたことを正確に伝えます。
 - 児童生徒の状況、学校での対応を報告します。⇒今後の学校の対応も伝えます。
 - 学校から出すお便りやメールは、被害保護者へ必ず文面を確認してもらいます。
- 保護者への対応
 - 児童生徒の登下校について、児童の心の状態を最優先に考えて、通学路や通学時間などを相談し、柔軟に対応します。
 - 希望を確認し、SC や関係機関へつなぎます。
 - 短期的・中期的・長期的な具体的な対応を考え、保護者に伝えます。

Point3

児童生徒の危機回避能力を高めましょう

- 児童生徒の危機回避能力を高めるには、日常的な取組を継続していくことがとても重要です。各学年、学級の実態に合わせて指導していきましょう。
 - ☐ 不審者がどのような声掛けや行動をするか、具体的に説明している。
 - ☐ 登下校はできるだけ一人にならないように声掛けしている。
 - ☐ 不審な人物や車に近づかないように指導している。
 - ☐ 学区内の危険な場所について、定期的に確認している。
 - ☐ 防犯ブザーを持っているか確認している。また、定期的に動作確認をしている。
 - ☐ 子供 110 番の家（店）について、その役割を説明し、場所も確認している。

学校として必要な対応

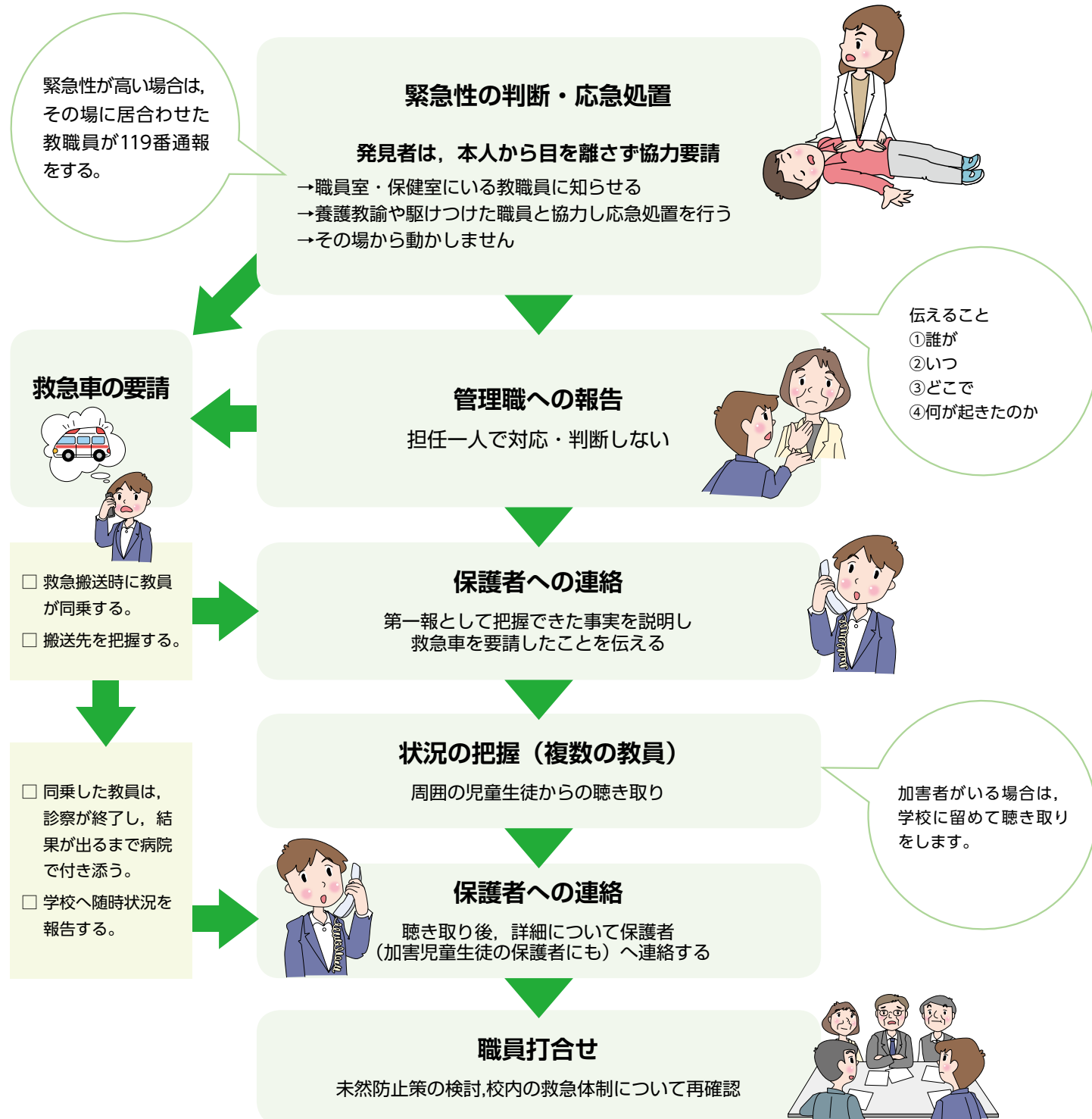
- ☐ 教育委員会（教育相談課）への第一報と支援要請
 - ・学校の対応についても忘れずに報告します。
- ☐ 近隣校への情報提供（見回り後の情報共有）
- ☐ 記録を残す
- ☐ 防犯ボランティアや PTA など、支援団体への見回り等の支援要請
 - ・事案情報の入手先、報告を受けた時間、報告の内容、保護者連絡の時間など、忘れずに記録を取りましょう。

- Point1 役割分担をして対応しましょう
- Point2 再発防止に向けて対応しましょう
- Point3 相手の立場に立ち、責任を持って丁寧に対応しましょう



事例

休み時間に、教室の後ろで数人と遊んでいた児童が、誰かと体がぶつかった拍子に転倒し、後頭部を強打しました。意識はありますが、受け答えがあやふやで、吐き気や痛みを訴えています。



Point1

学校としての対応

- 管理職も含め、複数の職員で役割分担をして対応します。
 - 事前に役割分担しておくことが重要です。
 - 救急車要請→管理職、記録→教務主任、応急処置→養護教諭、保護者連絡→担任
- 状況と対応を正確に記録します。
 - 事故発生、救急車要請、保護者への第一報、教育相談課への報告などについて、病院到着などを正確に記録します。
- 救急車の対応について ⇒ 救急車を呼ぶことをためらってはいけません。
 - 総論 2 P.4「事前に確認しておくことよいこと」を参照。

Point2

児童生徒への対応

- 聴き取りについて
 - 状況によっては、無理に聴き取りを行わない。まずは本人の手当てが最優先。落ち着いてから聴き取りをしましょう。
 - 周囲にいた児童生徒からも聴き取りをしましょう。
- 関係児童生徒がいる場合
 - 放課後等の時間を利用し、落ち着いた状態で聴き取りをしましょう。
 - ※緊急の場合はすぐに聴き取りを行います。
 - 聴き取り後は、関係児童生徒の保護者への連絡も忘れずにしましょう。
- 事後のケア
 - 児童生徒の不安や心配を把握して、それらを軽減できるように対策を講じましょう。
 - 全体指導を通して、学校生活の過ごし方を考えさせましょう。

Point3

保護者への連絡

- その時点で分かっている事実のみを伝え、病院受診の了承を得ましょう。学校又は病院まで来ていただけるか確認をとることも大事です。
- 事故発生状況について、推測ではなく聴き取った事実を基に説明をします。
- 病院から自宅に戻った後は、管理職・学年主任・担任などが家庭訪問をして、学校生活を送る際に学校でできる対応についても説明しましょう。

学校の体制を見直しましょう

- ◎事故などがあった場合には、必ず学校の体制について、もう一度見直してみましょう
- ☐ 教職員は連携して対応することができたか。
 - ☐ 児童生徒の遊びの実態を把握していたか。
 - ☐ 児童生徒への日頃の安全指導、声掛けは十分だったか。
 - ☐ 校舎内外の環境整備に努めていたか。危険な場所はなかったか。



事例

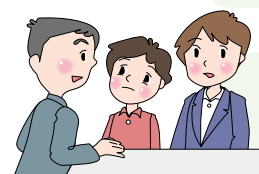
仲のよい友達同士で動画を撮りました。その中の一人が、自分の許可なく動画サイトにアップされたと、担任のあなたに相談しました。



情報入手



管理職への報告



情報共有・対応検討

児童生徒からの聴き取り（複数対応で）

聞き取りポイント

- ☐ いつ（投稿された日）
- ☐ 関係児童生徒
- ☐ SNS の種類
- ☐ どのような内容で
- ☐ 画像などの記録は保存してあるか
- ☐ SNS 上に事実は残っているのか
- ☐ 誰に送信したか
- ☆個人情報の取り扱いに十分注意しながら聞き取りする

連絡ポイント

- ☐ 時系列にそって
- ☐ 記録を基に正確に
- ☐ 児童生徒の SNS 利用の保護者の把握状況

☆証拠となるスマホ等を持参して来校してもらうか、家庭訪問をする

保護者への連絡



事実の確認（スマートフォン・タブレット等で）

動画の削除

関係児童生徒に対する指導と保護者への協力依頼

学校全体としての情報モラル指導の徹底

Point1

学校としての対応

● 学校の対応

- 拡散を防ぐためにも素早い対応が必要です。誰が誰に画像を渡したのかをしっかりと調べ、事実確認と動画・画像削除を徹底しましょう。
- 学校全体で情報を共有しましょう。
- トラブルの原因や背景を把握して、加害児童生徒への指導、被害児童生徒への支援を行います。
- 保護者にも、事実と学校の指導を正確に説明し、協力を得るようにします。

● インターネット上で起きていることに関する知識

- 新聞やニュースから児童生徒が事件に巻き込まれたり、関わったりした事例を把握しておきます。（総務省：インターネットトラブル事例集）

● 法令の知識

- 児童生徒がインターネットに起因する問題の加害者にも被害者にもならないよう、関連する法令についても、児童生徒に指導します。
 - 刑法（脅迫、名誉毀損等）
 - 著作権法
 - 不正アクセス禁止法 など

● トラブル発生時の相談機関

- 教師は問題が起きた場合の対処について理解しておく必要があります。
 - 名誉毀損やプライバシー侵害があった場合
 - 内容の確認・保存（スクリーンショット・プリントアウト）→ サイトやアプリの管理会社に削除依頼
 - 削除されない場合は警察（サイバー犯罪対策室）に相談
 - 児童生徒の生命、身体又は財産に被害があった場合
 - 内容の確認・保存→すぐに警察署に通報して援助を求める
 - ☆ その他相談機関：弁護士相談・人権擁護機関（仙台法務局）

Point2

事後のケア

● 児童生徒に対して

- 家庭で決めたルールや社会全体の情報モラルを守って使用しているか確認しましょう。
- 養護教諭や SC（スクールカウンセラー）と連携しながら経過観察を行い、いつでも相談できるような関係や雰囲気作りをするよう心掛けましょう。
- 周りの児童生徒との関係や状況の変化を見守っていきましょう。

● 保護者に対して

- 親子で話し合い、携帯やスマホの使用時間、使用場所などについて、家庭内でルールを具体的に決める必要があることを伝えましょう。
- フィルタリング機能を利用し、有害なサイトへのアクセスなどの防止に協力してもらいましょう。
- 家庭での児童生徒の変容に注意し、小さな変化でも、すぐに学校に連絡してもらいましょう。
- 学校便りや学年便り、PTA 総会や学年保護者会などの機会を通して、学校の取組を伝えるとともに、保護者に協力を依頼しましょう。

● 学校として

- 個人が特定されないよう配慮しながら、身近に起きた問題として学年や学校全体に向けて指導をしていきます。事後の細かな情報も共有して再発防止に努めていきましょう。
- 情報モラルに関して、定期的に指導する機会を設けましょう。

- Point1 家庭への啓発は学校（学年・学級）便りを利用しましょう
- Point2 SNS の危険性を理解しましょう
- Point3 事例から学びましょう



Point1 未然防止に向けて

1 保護者に対して

- 学校（学年・学級）便りで、SNS の使い方や家庭における使用のルールについて、情報を発信する。一般的に起きている具体的事例を取り上げながら、身近にも起きていることを認識してもらうように工夫する。
- 学級（学年）保護者会の際には、資料を配付し保護者の協力が必要不可欠なことを広く理解してもらえるようにする。

【文例 1】

家庭でのルール作りをお願いします

最近、SNS トラブルが急増しています。具体的な例としては○○○などへの書き込みです。

スマホや携帯の利用に関しては、親子で話し合い、家庭のルールを作っていただければと思います。ルールの例としては、

- ① 21 時以降は親が預かる
- ② 週に 1 回スマホの中身を親がチェックするなど

【文例 2】

児童生徒の会話から

最近のクラスの話は、「△△△」という通信型のゲームについてです。給食時には、その話で大いに盛り上がっているグループもあります。

話を聴いていると、遅い時間だったり、長時間遊んでいたりする児童生徒もいるようです。ぜひ家庭でもお子さんと話し合う機会を持ていただき、約束を決めていただければと思います。

2 児童生徒に対して

- 総合的な学習の時間、道徳を活用した情報モラル、ネットリテラシーの授業を実施します。
- 軽い気持ちで行ったことが、自分が加害者にも、被害者にもなることを理解できるように指導します。

3 情報モラル教室の実施について

- 自分のこととして考えることができるように指導します。
- PTA 行事など、親子で一緒に考えることも有効です。
- 学校外から講師を招いて、講話をいただくこともできます。
- 実施後は、児童生徒に「学んだこと」「感じたこと」「今後へ向けた自分の取組」などをまとめさせるなどして、意識の高揚を図ります。

ネットでのトラブルで困ったときは

- 宮城県警相談電話 022-266-9110
- 仙台市消費生活センター（不当請求等） 022-268-7867
- 日本データ通信協会迷惑メール相談センター <http://www.dekkyo.or.jp/soudan/index.html>
- 国民生活センター（詐欺・悪徳商法など） 188

Point2 SNS の危険性

●危険性について

- SNS は正しく使えば、大変便利なものです。しかし、その裏には以下のような多くの危険も隠れています。危険性を十分理解した上で正しく使うよう、保護者にも伝えましょう。
- 友人とのメールのやり取りが深夜まで及び、昼夜逆転の生活になってしまった。
- お気に入りの漫画を無断で撮影し、動画サイトにアップロードしたところ、著作権法違反で訴えられた。
- ネットゲームに夢中になり、ゲーム内でアイテムを購入するために保護者には無断で課金をした。その後、高額な請求が保護者に届いた。
- アイドルグループのファンサイトで知り合った人と会うことに。実際行ってみると、全くの別人で、無理矢理車に乗せられそうになった。
- ネットで知り合った人から、裸の写真を送るよう脅された。

●フィルタリングについて

見た目では分からない、危険なサイトが増えています。フィルタリングは、そういったサイトへのアクセスを防ぐツールです。犯罪に巻き込まれている多くの児童生徒はこのフィルタリングを設定していなかったということです。現在は、「青少年インターネット環境整備法（平成 30 年 2 月改正法施行）」により、18 歳未満は「購入・機種変更時のフィルタリング有効化」が義務になりました。

Point3 事例から学ぶ

事例 1 「ゲーム（インターネット通信可）のグループ」

（概要）同じクラスの児童数名で、通信型のゲームで遊んでいた。そのゲームは人数制限があったため、全員が参加することができなかった。ある日、A だけが参加できず、仲間外れにされたと感じてしまった。その後、仲間外れにされたという気持ちが大きく、学級に入ることには不安を覚えた。

（学校の対応）・関係児童からの聴き取り ・関係児童保護者との面談
・関係児童宅への家庭訪問 ・別室対応の準備 ・学級、学年での指導
・学級便りで保護者へ注意喚起

事例 2 「なりすまし」

（概要）A は同じクラスの B とトラブルを起こしてしまった。A は仕返しをしてやろうと、クラスのグループメールで、C になりすまし、「B が D の悪口を言っていた」と、うそのメールを送信した。メールに気付いた B が C に確認したところ、C は書き込んでいないことが分かった。その後、よく調べてみると、A が書き込んでいたことが分かった。

（学校の対応）・被害生徒からの聴き取り ・被害生徒保護者との面談
・メールの学校側での保存 ・加害生徒への聴き取り
・加害生徒保護者との面談 ・謝罪の会の設定 ・加害生徒への継続的な指導
・被害生徒への心のケア ・全校生徒への指導（集会を活用し）

（両事案における今後の対応）

- ①学校全体や学級で、情報モラルやマナーの指導を積極的に行います。
- ②学年便り等を活用しての保護者への啓発を進めていきます。特に、児童生徒の間で話題になっていることやトラブルが増えていることについてお知らせしていきます。

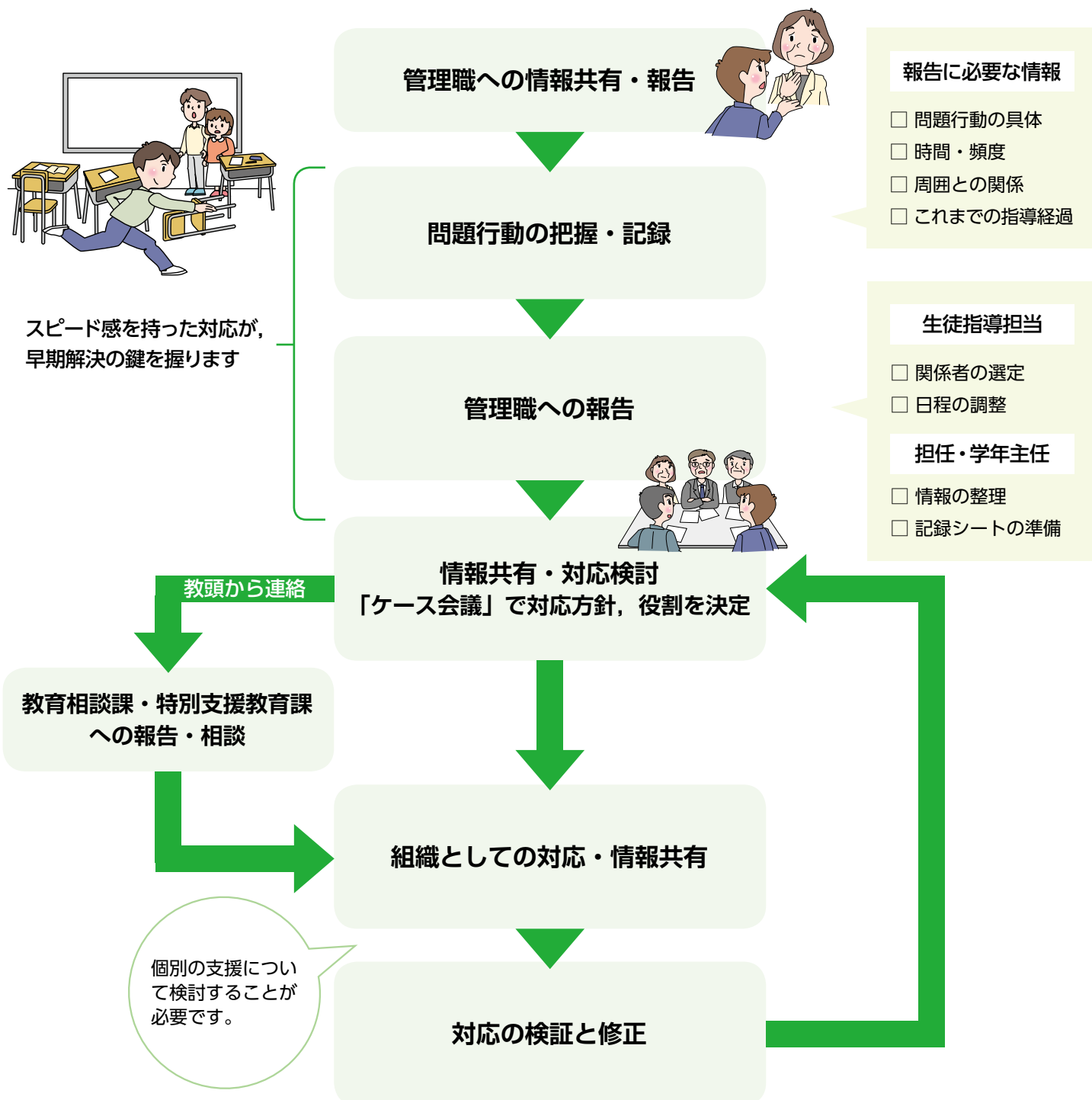


- Point1 児童生徒の特性に合わせた指導支援を行いましょう
- Point2 スピード感を持った対応と問題行動の情報共有を行いましょう
- Point3 具体的な対応方針と役割分担を行いましょう



事例

児童 A は、授業が始まって 5 分経つと、離席して教室を歩き回り、周りの友達に声を掛けたり、大声を発したりしています。担任は、その都度指導していました。しかし、児童 A の特性（多動性、不注意）もあり、行動が改善されません。学級では児童 A に追従する児童が数名見られるようになり、授業の進行が難しくなりました。



Point1

児童生徒・保護者への対応

● 行動の背景にあるものを把握し、特性に合わせた指導支援を行います

- 児童生徒の特性に寄り添った指導支援の方法を一緒に見付けることで、信頼関係を築きます。

【対応方針例】

児童 A に対して

- ① 担任との約束事を決める。
 - ・落ち着かなくなったら、教室に戻る時間を決め、職員室の教職員と個別に学習します。「約束カード」などの活用も有効な手立てとなります。
- ② 1 日の見通しを持たせる。
 - ・朝のうちに今日の予定を担任と相談し、確認します。



保護者に対して

- ① 児童 A に対する指導の協力を得る。
 - ・集団での活動が難しい場合は、教室から取り出して、別室で個別学習をすることの了承を得る。
- ② 問題行動の解消に向けて連携する。
 - ・特別支援 CO 等が同席して面談を行い、児童や保護者の困り感を引き出し、問題行動の原因について共有したり、関係機関（アーチルなど）への相談を勧めたりする。

☆取り出し後、どうしてもクールダウンできない場合は、保護者に引き渡すなどの対応を取ります。その際、事前に保護者と児童生徒にはそのことを説明し、約束しておくことが必要です。

Point2

初期対応

● 情報の確認・収集をします

児童生徒個人について

- ☐ 指導要録、保健調査票、個別の指導計画、個別的教育支援計画、小中連携シート
- ☐ いじめアンケート、生徒指導の記録
- ☐ 前年度の担任、養護教諭等、同僚からの情報

児童生徒を取り巻く他者や環境について

- ☐ 家庭調査票
- ☐ 保護者との面談内容（保護者の特徴や思い）
- ☐ 周囲の友達との関わり（聴き取り）
- ☐ 関係機関との連携
- ☐ 生育歴の調査

● 問題行動の事実を記録します

- 日時、行動の様子、担任とのやり取りなど、事実を正確に記録します。記録は、ケース会議などで活用し、全教職員で情報共有します。

Point3

組織対応

● 具体的な対応方針と役割分担を決めます

- 全教職員で問題を共有し、全教職員で対応します。
- 「誰が」「いつ（いつまで）」「何をするのか」「どのように」をはっきりさせることが重要です。

※具体的な対応は、平成 23 年発行「見て分かる指導困難学級の未然防止と対応」ハンドブックを参照してください。

- Point1 自分のクラス，自分の指導を見直しましょう
- Point2 学級のルールや指導体制を確認しましょう
- Point3 組織として対応しましょう



指導困難学級とは

仙台市では，児童生徒が教師の指示に従わず，逸脱行為（立ち歩く，暴言を吐く，暴力的になる，いたずら，ふざけ，物にあたる，パニック状態になる，騒ぐ）等によって授業が成立しないなど，2か月以上にわたって集団教育という学校の機能が損なわれている学級を「指導困難学級」と定義付けています。

出典（平成23年度「指導困難学級の未然防止と対応」より）

Point1

チェック・ポイント

指導困難（兆候）のチェック・ポイント（自分のクラスの振り返り）

- ☐ 教師の指示を聞き直す児童生徒が増えた。
- ☐ 教師の指示や挨拶に反応しない児童生徒が増えた。
- ☐ 乱暴な言葉遣いをする児童生徒が増えた。
- ☐ 少人数でそこそと行動する児童生徒が見られるようになった。
- ☐ チャイム着席等のルールを守れない児童生徒が増えた。
- ☐ 授業中の私語等が目立つようになった。
- ☐ 教室の隅の汚れや備品の破損等が目立つようになった。
- ☐ 係や当番の仕事がきちんとできなくなってきた。
- ☐ 他の児童生徒のことで訴えてくる児童生徒が多くなった。
- ☐ 集団活動やグループ活動の統率がとれなくなってきた。



担任として注意すべきチェック・ポイント（担任としての振り返り）

- ☐ 分かりやすく明確に指示を出すよう努めているか。
- ☐ 教師が率先して挨拶や声掛けをし，児童生徒にも奨励しているか。
- ☐ ささいな変化を見逃さず，適切に指導を加えているか。
- ☐ 学級便り等で学級の様子を保護者に伝えているか。
- ☐ 教室内的変化の様子を教職員間で情報共有しているか。
- ☐ 授業の展開等に工夫を加え，学習への意欲を高めているか。
- ☐ 集団活動や自己表現の場を設け，認め合える集団づくりに努めているか。
- ☐ 保護者との連絡を取り合い，協力体制を築いているか。
- ☐ 状況に応じて，複数職員での指導や見守り，別室対応等も行っているか。
- ☐ 必要に応じて，関係機関と連携を取りながら対応しているか。
- ☐ 教室は常にきれいな状態にし，整理整頓を心掛けているか。

例えば……

- 挨拶を励行しています。
ご家庭でもお声掛けください。
- AさんがBさんへ「がんばれ」と声掛けしてくれました。など

Point2

学級づくりのポイント ～指導困難に陥らないために～

● ルールとリレーションのバランスを大切にする

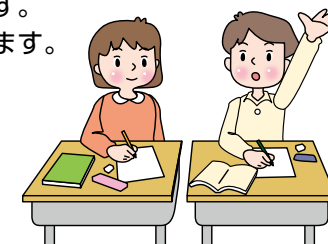
- 目指す学級の姿を児童生徒と共有しながら目標やルールを作成します。
- 児童生徒が定期的に振り返りを行い，定着や達成について自己評価できるようにします。
- クラスの中で「認め合う」「助け合う」関係はとても重要です。自己有用感を高め，多様な価値観を受け入れられるクラスを目指しましょう。

● 児童生徒の理解を深め，自己有用感や所属感を育む

- グループワーク等を行い，認め合い賞賛し合える学級づくりに努めます。
- 特別な配慮を要する児童生徒に対しては，適切な支援や声掛けを行います。
- 係活動や当番活動等を通して，学級への所属感を育みます。

● 学習集団を育てる授業づくりに努める

- 「分かる授業」「興味・関心を高める授業」に力を入れます。
- 落ち着いて前向きに授業に取り組める体制を構築します。



Point3

生徒指導のポイント ～情報を共有し，全教職員で対応を～

● 毅然とした態度で指導に当たる

- ルール違反を曖昧にせず，きちんと指導します。
- 生活習慣や交友関係の変化に気を配り，適切に声掛けや対応をします。
- ルールや約束を，児童生徒としっかり確認しましょう。
⇒ ①保護者の了解のもと，学級から取り出し，別室で指導を行うことがある
②他への危害を防ぐため，体を抑えることがある
③保護者に学校での様子を見てもらい，状況によってはそのまま下校することがある

● 全教職員で対応します

- 管理職，学年内で日頃から情報（学級内での出来事や変化の様子等）を共有します。
- 全教職員で情報共有の機会を設けます。
- 全教職員で役割分担し，教室や廊下での見守りを行うなど，複数の目で学級や学年を支えます。
- 学校として決めたことは，最後までやり切ることが大切です。

● 保護者との協力体制を築く

- 学級便り等を通して，学級の様子を伝えて協力を求めます。
- 家庭との連絡を密に行い，課題や改善の様子を共有します。
- 落ち着かない児童生徒の家庭とは，約束事を事前に確認します。

担任が一人で抱え込まずに，職員全体での指導体制を確認する。

参考・引用文献

- 「**見て分かる 学校事故の予防と発生時の対応**」
仙台市教育委員会 H19.3
- 「**見て分かる 学校危機管理マニュアル**」
仙台市教育委員会 H22.3
- 「**見て分かる 指導困難学級の未然防止と対応**」
仙台市教育委員会 H23.3
- 「**子供の不安・変化を見逃さないための生徒指導ハンドブック**」
仙台市教育委員会 H29.3
- 「**見て分かる 生徒指導ハンドブック 不登校対策ハンドブック**」
仙台市教育委員会 H31.3
- 「**仙台市救急車要請マニュアル**」
仙台市消防局 H29.12
- 「**インターネットトラブル事例集**」
総務局総合通信基盤局 H30
- 「**教育の情報化に関する手引き**」
文部科学省 R1.12
- 「**児童虐待対応マニュアル第4版**」
仙台市 H30.3
- 「**学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き**」
文部科学省 R1.5
- 「**食物アレルギー緊急時対応マニュアル**」
仙台教育委員会 H26.10
- 「**食物アレルギー対応の手引き 2014**」
仙台市教育委員会 H26.10
- 「**独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令**」
- 「**学校現場における虐待防止に関する研修教材**」
文部科学省 R2.1
- 「**学校の危機管理マニュアル ー子供を犯罪から守るためにー**」
文部科学省 H19.11
- 「**杜の都の学校教育 ～推進の指針と指導の重点～**」
仙台市教育委員会 H31.3
- 「**教師が知っておきたい 子どもの自殺予防**」
文部科学省 H21.3
- 「**学校危機管理マニュアル作成の手引き**」
文部科学省 H30.2

令和元年度 仙台市生徒指導推進委員名簿

委員長	仙台市立折立中学校	教 頭	高橋 彰吾
副委員長	仙台市立原町小学校	教 頭	菅澤美香子
小 学 校	仙台市立西中田小学校	教 諭	早坂 純一
	仙台市立東四郎丸小学校	教 諭	菊地 貴博
	仙台市立上杉山通小学校	教 諭	太田 洋明
	仙台市立七郷小学校	教 諭	亀和田 陽
	仙台市立高砂小学校	教 諭	鈴木真希子
	仙台市立西山小学校	養護教諭	金子 志保
中 学 校	仙台市立沖野中学校	教 諭	笹 敦史
	仙台市立寺岡中学校	教 諭	高久 瑠美
	仙台市立第二中学校	教 諭	門間 和人
	仙台市立南中山中学校	教 諭	岡本 崇
	仙台市立長命ヶ丘中学校	教 諭	佐藤 涉
	仙台市立富沢中学校	養護教諭	佐藤 真弓
関係機関	仙台市子供相談支援センター	主 査	佐藤 賢一
	仙台市児童相談所	主 査	平磯 潔

事務局 教育局

教育相談課	課 長	我妻 仁
	主幹兼主任指導主事	木越 研司
	主幹兼主任指導主事	千葉 伸治
	主幹兼主任指導主事	大平 和典
	主幹兼適応指導センター所長	石川 一博
	いじめ不登校対策班指導主事	村松 貴浩
教 職 員 課	いじめ不登校対策班指導主事	加藤 行宣
	いじめ不登校対策班指導主事	遠藤 雅範
	管理主事	今野 秀治
健康教育課	指導主事	庄子 文崇

見て分かる 生徒指導ハンドブック

子どもたちの 安全・安心を 守るための ハンドブック

令和 2 年 3 月
仙台市教育委員会



この印刷物は、輸送マイルージ低減によるCO₂削減や地産地消に着目し、国産米ぬか油を使用した新しい環境配慮型インキ「ライスインキ」で印刷し、印刷用の紙へリサイクルできます。